

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

訓 令

○胆振東部地震災害復興支援室規程……………（人事課） 1

○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……………（法制文書課） 1

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年10月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第64号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則
北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。
第25条の2第1項中「北方領土対策本部」を「北方領土対策本部
胆振東部地震災害復興支援室」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

北海道訓令第13号

本 庁
出 先 機 関

胆振東部地震災害復興支援室規程を次のように定める。
平成30年10月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

胆振東部地震災害復興支援室規程
（設置）

第1条 北海道胆振東部地震による災害の復興支援に関する事務を処理させるため、北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）第4条の規定により、総合政策部地域創生局に胆振東部地震災害復興支援室（以下「室」という。）を置く。

（分掌事務）

第2条 室の分掌事務は、北海道胆振東部地震による災害の復興支援についての総合的な企画及び調整に関する事務（他部局の主管に属するものを除く。）とする。

（グループ）

第3条 第1条の規定により設けられた室の事務を効率的に処理するため、グループを置く。（室長、参事、主幹及び主査）

第4条 室に室長、参事、主幹及び主査を置く。

2 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 参事は、上司の命を受け、室の事務を整理する。

4 主幹は、上司の命を受け、室の事務を処理する。

5 主査は、上司の命を受け、担任の事務を処理する。

（専門主任、主任又は主事）

第5条 前条に定めるもののほか、室に専門主任、主任又は主事を置くことができる。（専決）

第6条 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）第4条第2項又は第5条第1項の規定に基づき総合政策部地域創生局長が行う専決に関しては、室長の職務に係る専決事項については、室長が行う。

2 前項の規定に基づき室長が行う専決に関しては、参事の職務に係る専決事項については、参事が行う。

（代決）

第7条 室の事務に係る総合政策部地域創生局長の決裁事項の代決については、北海道事務決裁規程第13条の規定にかかわらず、室長が行い、総合政策部地域創生局長及び室長がともに不在のときは、参事が行うものとする。

2 室長の決裁事項の代決については、北海道事務決裁規程第13条の規定にかかわらず、参事が行うものとする。

3 参事の決裁事項の代決については、北海道事務決裁規程第13条の規定にかかわらず、参事が指定する主幹が行うものとする。

附 則

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

北海道訓令第14号

本 庁

出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年10月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表の付表中

「	地域創生局地域主権課	「	地 権	」を
「	地域創生局地域主権課	「	地 権	」に改める。
「	地域創生局胆振東部地震災害復興支援室	「	復 興	

附 則

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。